

障精発 0 7 1 1 第 1 号
平成 2 9 年 7 月 1 1 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の
一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）により刑法（明治 40 年法律第 45 号）が改正され、平成 29 年 7 月 13 日から施行されること等に伴い、標記通知の様式 18 及び 21 を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村、関係団体等に対する周知につき御配慮をお願いします。

なお、当該様式の変更が平成 29 年 7 月 13 日までに間に合わない場合は、改正後の様式により対応できるまでの当面の間、「強制性交等」に該当がある場合について様式の該当箇所を修正すれば足りるものとしします。

記

- 1 様式 18「措置入院者の定期病状報告書」（「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」平成 12 年 3 月 30 日障精発第 22 号障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の一部改正
別添 1 のとおり改正する。
- 2 様式 21「措置入院に関する診断書」（「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」平成 12 年 3 月 30 日障精発第 22 号障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の一部改正
別添 1 のとおり改正する。

※ 改正後の様式 18 及び 21 については、別添 2 をご参照下さい。

以上